

公共下水道整備事業 施工特記仕様書

第1章 総 則

1. 本仕様書は、公共下水道整備事業（御前南第一地区）に適用する。
2. 本工事は、「下水道土木工事必携（案）2021年版（公益社団法人日本下水道協会）」、「共通仕様書 令和7年1月20日（福島県土木部）」に準拠するほか、この特記仕様書により施工するものとする。なお、施工管理について、下水道の管路施設については「下水道土木工事必携（案）2021年版（公益社団法人日本下水道協会）」を主とし、その他一般構造物については「共通仕様書令和7年1月20日（福島県土木部）」によるものとする。

第2章 施 工

1. 土留工
 - 1) たて込み簡易土留工を採用する場合以下の点に留意すること。
 - ① 土留の引抜きは、20cm ごとに行うこと。
 - ② 引抜きの手順は、埋戻し、引抜き、敷均し、締固めを層厚 20cm ごとに繰り返し、必ず引抜き後に十分な転圧を行うこと。
 - ③ 引抜きの工程、引抜寸法等の検尺などを判別できるよう写真管理を行うこと。
2. 交通誘導員
 - 1) 交通誘導員の配置については道路交通状況を鑑みて配置することとし、所轄警察署との協議の結果、又は現場条件に応じて員数を増減すること。
 - 2) 配置計画
 - ① 現地照査の上、配置箇所・配置人員等について配置計画を作成し、関係所轄官庁及び監督員と協議のうえ指示に従い配置すること。
 - ② 配置人員については作業日誌等を整理し、監督員が求めた場合は提示すること。
3. 取付管
本管に対し連続して支管を設置する際は、支管同士の離隔を 1 m 以上確保すること。
4. 建設発生土の処理
受入先については提案による有償処分とし、それ以外は協議とする。搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。
搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。
5. その他
 - 1) 既設埋設管に接近して掘削を行う場合は、人力掘削で埋設物を確認し破損事故のないように十分留意して施工のこと。万一破損した場合は、ただちに関係者に通報すると同時に、本工事を中止し破損箇所の復旧に全力を注ぐこと。
 - 2) 汚水柵を設置する場合は、事前に別紙「汚水柵設置位置申請書及び土地使用承諾書」により権利者に承諾を得てから施工することとし、原本については監督員に提出すること。ただし、長期不在、連絡先不明など権利者承諾に問題等が生じた場合は、監督員に速やかに協議すること。

第3章 現場の管理整備

建設現場においてもワーク・ライフ・バランスを推進できるよう環境整備（女性も活用しやすいトイレ＝快適トイレ等）に努めること。

第4章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理

1. 受注者は、舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

また、受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供するものとする。

2. 当該排水の処理に関し、排水量、処分量に変更が生じた場合、受注者は排水量、処分量（産業廃棄物管理票（マニフェスト））等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い設計変更の対象とする。
3. 当該排水の処理の運搬に関し、受注者自らが運搬することを想定しているが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。
5. 品質管理（検査含む）時に実施するコア抜きなどコンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本章の対象外とするが、受注者において適正に処理を行うこと。

第5章 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類（証券等）を提出しなければならない。

第6章 ウィークリースタンス

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第7章 遠隔臨場活用工事

1. 本工事は、遠隔臨場活用の対象である。
2. 遠隔臨場の実施にあたっては、「郡山市上下水道局工事等の遠隔臨場に関する要領」（令和5年9月13日制定）に基づき実施するものとする。
3. 受注者は、契約締結後速やかに、遠隔臨場の活用について監督員と協議するとともに、活用の推進に努めること。

第8章 情報共有システム（ASP）利用対象工事

1. 本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（ASP）利用の対象である。
また、利用にあたっては、「郡山市上下水道局情報共有システムの利用に関する実施要領」に基づき実施するものとする。
2. 受注者は、情報共有システム利用を希望する場合に、受発注者間の協議を行い、利用の有無を決定すること。
3. 情報共有システム利用に係る費用は共通仮設費の率分に含まれる。
費用とはシステムへの登録料及び利用料である。

第9章 その他

この仕様書に定めのない事項又は工事施工にあたり、疑義又は変更に値する事項等が生じた場合は必要に応じて監督員と立会い、協議すること。